

なお“ 周辺住民に健康被害が発生した事例はない ” とのことですが、現在進行形の杉並病でさえ上記の回答なので、実際に周辺住民に対して疫学調査をしない限り分かりませんし、今なお増えているという情報は得ております。

質問9 平成14年10月～全ての建材にアスベスト使用禁止となったが、現在すでに使用済の建材の破砕時には、アスベストが放出してしまうことを認識しているか？

< 回答 > アスベストを含む建材は受け入れない。事業者は混入を防止するため、受入廃棄物の検査時、必要により搬入先の調査を行い、分別収集の徹底を指導する。有害・危険物質の混入の恐れがあると認めるとき、搬入先の立入調査に立合える。万一少量が混入した場合も、局所集じん装置とバグフィルター処理等の粉じん対策を行っているので環境汚染の心配はない。

【見解】 “ アスベストを含む建材は受け入れない ” との回答ですが回答6、7と同様、万一混入したもののについては搬入時に全てを分別しない限り見つけだせません。

質問10 埼玉県リサイクル事業協同組合での建築廃材の破砕時、建材に使われているアスベスト放出・化学物質放出についての対策は？また1日の処理量は？

< 回答 > アスベストを含む建材の解体は、解体業者の段階で区分し、飛散性アスベストは管理型処分場へ、非飛散性アスベストは安定型処分場へ行くのでこの施設に持ち込まれない。化学物質について、ホルムアルデヒド類は、建築後数十年が経過した家屋を扱うため既に揮発しており、放出されない。粉じん対策としては、密閉した建屋内なので、外部飛散を未然に防止。粉じん飛散が考えられる機器、部屋等は部分囲い・バグフィルターで局所集じん。また、散水を行い飛散リスクを最小化。万一、アスベストを含む廃材が混入したとしても環境汚染の心配はない。搬入量：約44t/日。

【見解】 “ ホルムアルデヒド類は既に揮発してしまっているため、放出される心配はない ” といっていますが、実際に所沢のくぬぎ山の建築廃材置き場では、ただ置いてあるだけなのに空気中に化学物質が検出されました。高く積み上げたゴミ山なので、その圧力と廃棄物中の物質が影響していると考えられます。（なお、くぬぎ山ではゴミ山から火災が発生し、裁判ざたになっており、県の担当者のずさんな指導方法が証言されています）

質問11 エコ計画・埼玉ヤマゼンでの焼却・焼成での排気口の活性炭フィルターの有効期間と交換頻度と使用後のフィルターの使用後の処理は？

< 回答 > いずれの施設も、排出ガス中に活性炭を吹き込んだ後、バグフィルターで除去します。交換頻度は標準的に3年～4年に1度。使用後は、エコ計画は自社で焼却処理、埼玉ヤマゼンは管理型処分場又は高度リサイクル施設などで適正な処理。

いずれもダイオキシンの排出基準値を法令規制値の1/10とし、その他の項目も法令の規制値を下回る全国的にも最も厳しい基準を設定し、これを遵守できる設備・構造の施設です。

【見解】 この交換頻度は処理量処理物質の違う3社とも同じですが、これは実際に排出されるガス量・ガス質について有効な使用頻度として、有効性を調べたものなののでしょうか？

“ ダイオキシン法令規制値の1/10～を遵守できる施設 ” であるとは、実際に連続測定しない限り言えません。このことからダイオキシンについてはAMESA、DMSなどの連続測定機を単体の焼却施設で設置している市町村も既にあるので、焼却・焼成など複数の施設のあるこの資源循環工場には本当に遵守していると証明するためにも必要です。

回答のように運営されているかどうかは、出された測定数値がその判断基準となります。事業者側である県が発注した環境測定ではなく、第三者機関によるものでない限り、客観的な数値とはいえません。

質問12 寄居オリックスのガス化溶解炉での緊急停止時に抜く排気はそのまま外気へ出しますか？それとも何らかの公害防止処理をしてから出しますか？

< 回答 > 運転開始時、定期点検時、地震などの天災時は、粗ガスを通常運転時と同じ「急冷・酸洗浄」工程を通し、ダイオキシン類、重金属類塩素ガスを除去し、その後フレアスタックという搭内で燃焼し大気に排出するので、そのまま外気へ放出しない。寄居オリックス環境では、彩の国資源循環工場事業化検討委員会、埼玉県廃棄物処理施設専門委員会で安全性、信頼性が確認されている。

< 回答 > “ 運転を停止する場合 ” は回答のように出来るかもしれませんが、天災や事故による建物の損傷や、“ フレアスタックで燃焼 ” する前段階で処理中のガスが排出されてしまっただけでは回答中にある“ ガス中に含まれる重金属や塩素ガス ” がそのまま大気中に放出されてしまうので、農作物・人体への影響は必死です。

質問13 故障・事故などが起きた時、県として周辺住民に健康被害や農作物等に影響が出たかどうか環境調査はしますか？また住民への保証は？

< 回答 > 重大な故障・事故が起こった場合、操業を停止し、警察、消防などの関係機関や周辺住民組織に連絡する。また、事故内容を一般に公表し、事故を起こした施設や事故内容などに対応する項目について、健康被害や農作物等への影響調査を実施。また、被害が起きた場合の補償は、県・事業者間の責任分担が定められており、県が窓口となり、責任を持って対応する。

【見解】 故障・事故が起こった時、特定の項目のみの環境調査をするようです。事故・故障時の周辺環境への影響は未知数なので、できるだけ多くの項目で環境調査をして、農作物や住民への安心と安全を保証してもらいたいものです。“ 被害が起きた場合の補償については、～県が窓口となり責任を持って対応 ” が住民にとって正当なものであるよう願います。

質問14 住民が情報公開を求めた場合どうしますか？

< 回答 > 搬出入状況、環境測定の検査結果、施設の運転状況、財務状況等の情報を常に閲覧できる。また、環境整備センターでの住民による監視体制を資源循環工場に拡大する。さらに可能な項目については、インターネットで情報を提供する。資源循環工場を全国に先駆けたモデル施設とするため、環境保全や安全管理、廃棄物の徹底した循環利用と、情報公開に取り組む。

【見解】 県の情報公開制度が当てはまらないので、回答にない項目について住民が知りたい場合困ります。県・事業者には住民への安心と安全を第一に取り組んでいただきたいものです。

【総括】 最近『持続可能な社会』が希求されておりますが、日本人はもともと自分達の先祖～何世代も先を見越して行動しており、江戸時代の高度なリサイクル文化は西洋人も驚かせるなど、自然の物を自然に還すという本来の資源循環が実行されていました。

自然の物から人工化学物質を作り出し、どうにも自然に還せず、リサイクル加工・破碎・圧縮・燃焼・埋立てすることによって、かえって環境や人間に悪影響を及ぼしてしまっているのが現状です。

現在進行中の「彩の国資源循環工場」は、廃棄物となっただけで様々な物質が混じったものをリサイクル加工・燃焼・熱回収等するので、“ 真の資源循環 ” ではありません、たい肥化施設以外は単なる廃棄物リサイクル加工・廃棄物中間処理施設で大量生産、大量消費を促進しています。

真の資源循環工場とは、ゴミ（廃棄物）にして、いろいろな製品・物質を混ぜてしまう前に、製品製造者へ戻し、リユースまたは、それぞれの製品・物質に合ったマテリアルリサイクルをし、再び製品化させるというものでなくては、「資源循環」とはいえません。

またそうでなくては、稼動時に大気・土壌・水質などの環境汚染・農作物汚染・周辺住民への健康被害はまぬがれません。

循環型社会の早期実現が迫られる状況にある一方、市場で生産する製品が循環型に対応していない矛盾から、ゴミの再資源化に限界が生じています。製造者側での対策が急務です。そのような現状でもヨーロッパでは、自然に還る循環と人工物の循環と分け、自然に還らないものは極力作らず、簡単にゴミとして廃棄してしまわない仕組みを構築している国もあります。この資源循環工場もこのような仕組みの上に成り立っているのであれば、私たちは歓迎します。

県の回答で抜け落ちているのは、このように大規模に一ヶ所に集中して多種類の人体や環境に危険な物質を扱っているにも係わらず、天災・事故・人為的ミスなどにより、環境中に排出されてしまう可能性を想定していないことです。単に緊急連絡網、環境調査をすればいいというのではなく、万一の場合を想定し被害を最小限に押さえる仕組みづくりが必要です。